

「公園砂場門扉修繕業務」仕様書

(担当:鷲尾、山口 Tel:075-591-0013)

1 件名

公園砂場門扉修繕業務

2 目的及び概要

本市が管理する東野公園内にある砂場に砂を補充するための車両が進入できるよう、フェンスを修繕するもの。

3 工事期間

令和8年3月31日まで

4 場所

京都市山科区東野八反田町地内(東野公園)

5 範囲

箇所図【別紙1】、実施内容【別紙2】【別紙3】の範囲

6 内容

- ・両開き門扉 W4000 設置
- ・片開き門扉 W1000 設置
- ・フェンス W1000 設置
- ・上記の設置に伴う、既設フェンスや支柱(基礎含む)の撤去
- ・既設フェンスへの接続等

※仕様については【別紙2】【別紙3】を参考とし、同等品を採用すること

7 支払条件

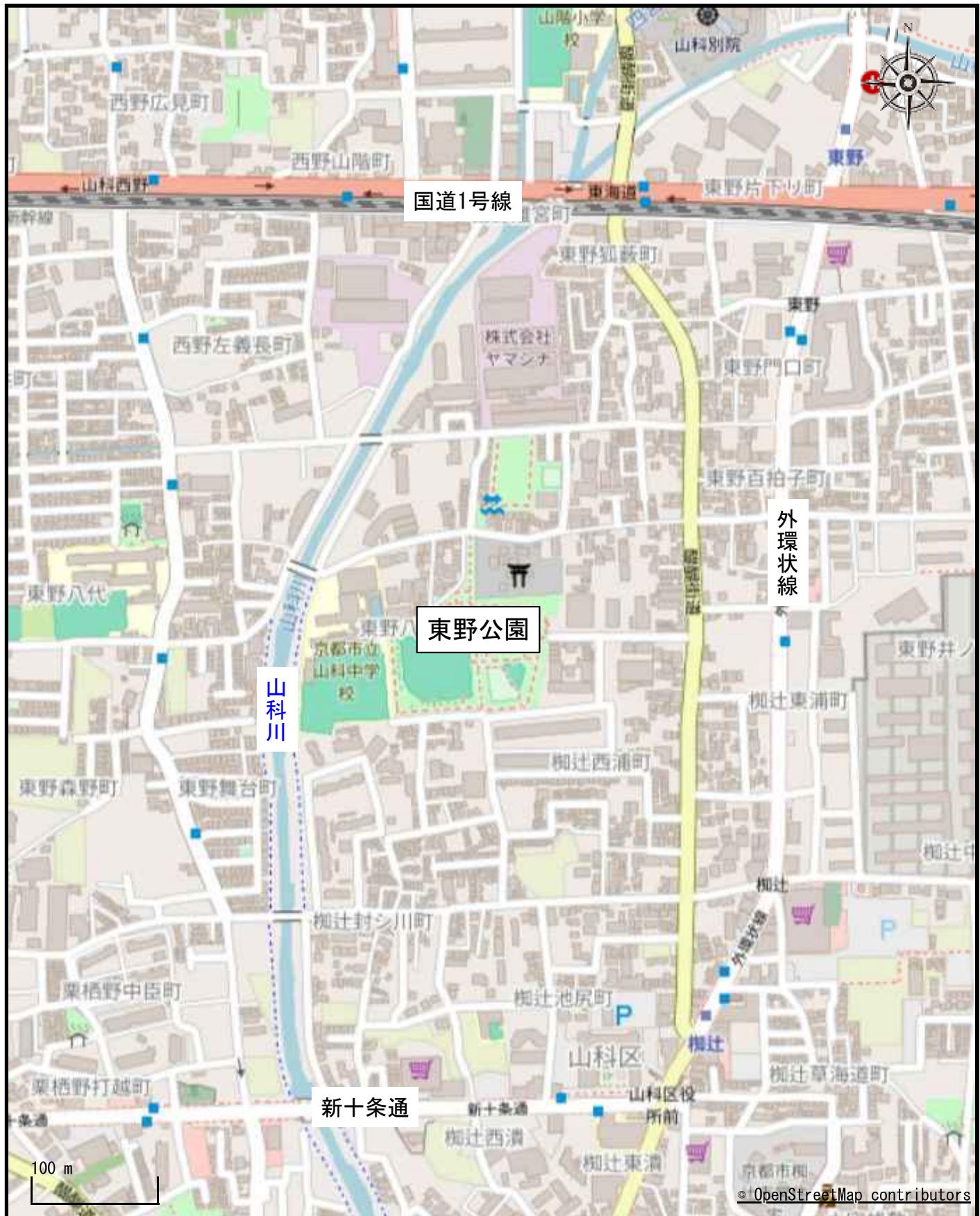
業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【留意事項】

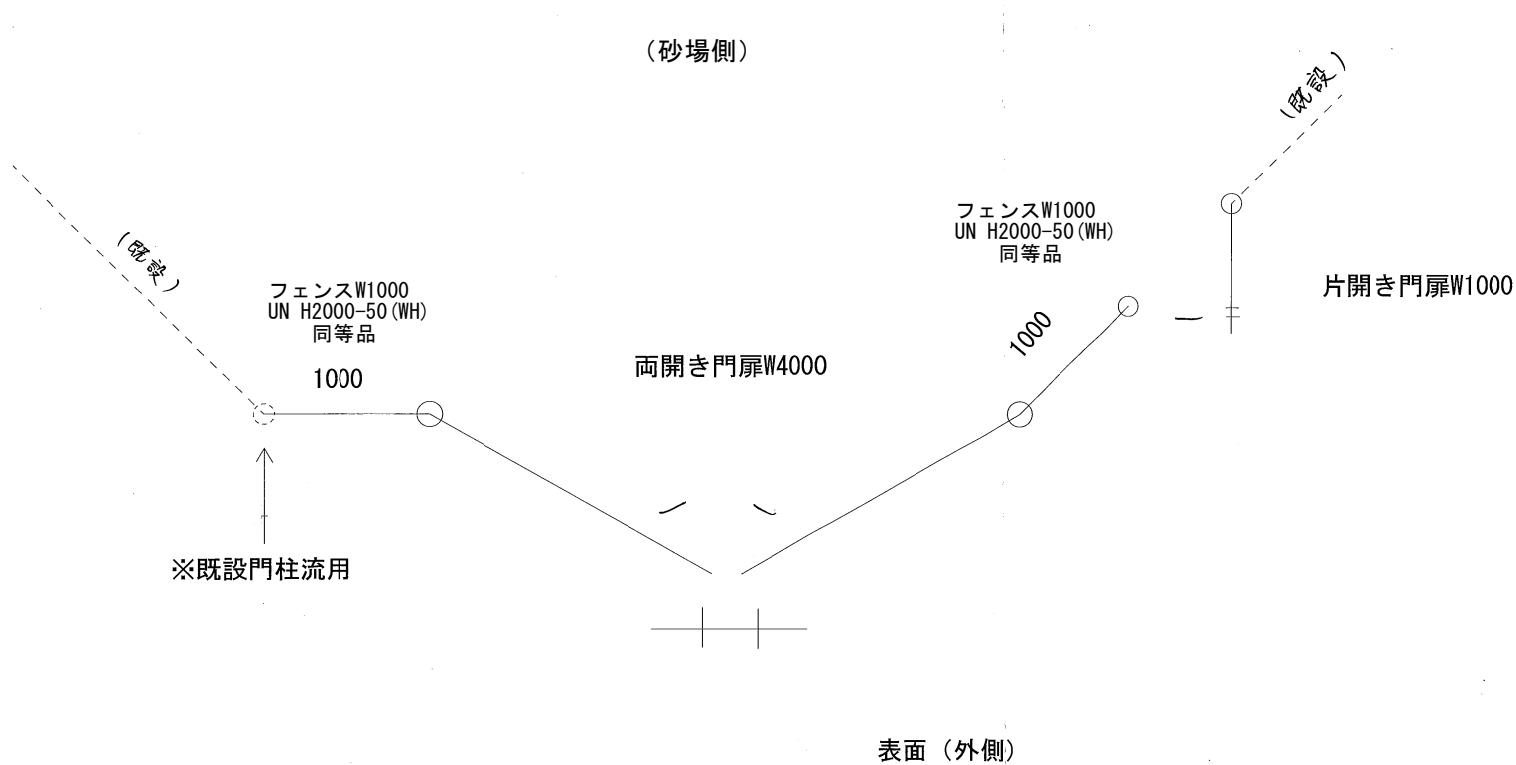
- 本作業に必要な材料費、労務費、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- 公園利用者に十分配慮し、問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 東野公園内で再整備工事を行っているため、日程調整を行ったうえで業務を行うこと
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

位置図

【別紙1】



(参考平面図)



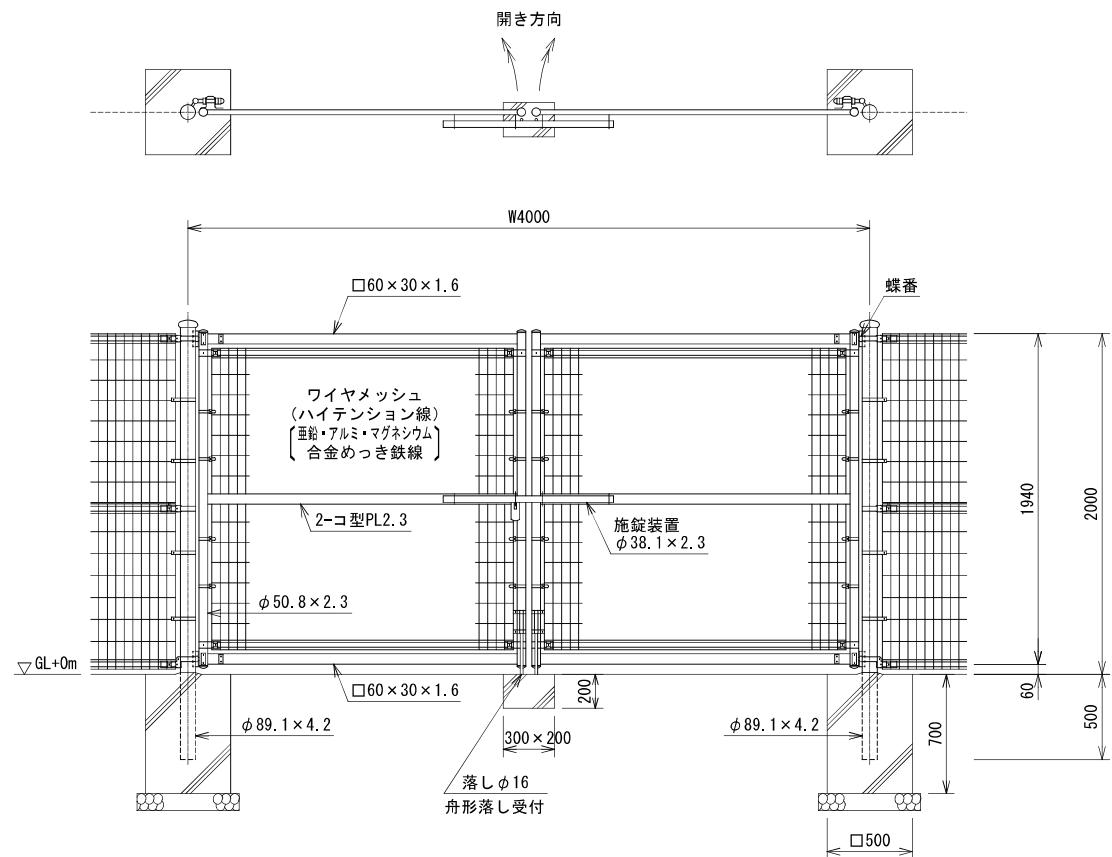
UN両開き門扉 H2000-50×W4000

S=1:30

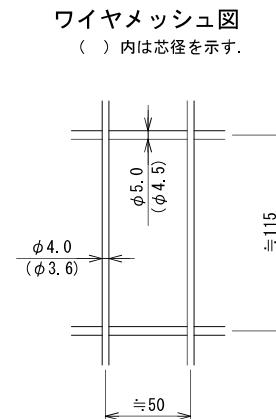
(参考図)

[建築基準法・同施行令(平成12年6月)に基づく風圧力に依る
基準風速 3.2m/sec 地表面粗度区分 III GL+0m]

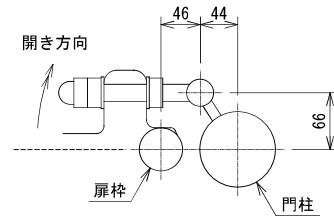
両開き門扉W4000



ワイヤメッシュ図
() 内は芯径を示す。



門柱・扉枠位置関係図



設計条件

設計荷重 . . . 建築基準法・同施行令(平成12年6月)に基づく
風圧力に依る。
基準風速 . . . 3.2m/sec
地表面粗度区分 . . . III
基礎条件 . . . 長期許容地耐力 100kN/m²

備考

1. 外装について

- ・門柱 . . . 溶融亜鉛めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装
- ・枠体、ジョイント . . . 亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装
- ・バンド . . . 亜鉛・アルミ合金めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装
- ・U型金具 . . . 亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上防錆着色処理
- ・ボルト、ナット . . . 溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理とし
一部のボルト・ナットは溶融亜鉛めっきのみ
- ・施錠装置、落しボルト式蝶番 . . . 溶融亜鉛めっきのみ

2. 本圖門扉は施錠と反対側 180°開き、施錠側落しとする。

記載製品と同等品とする

Z118928-04改

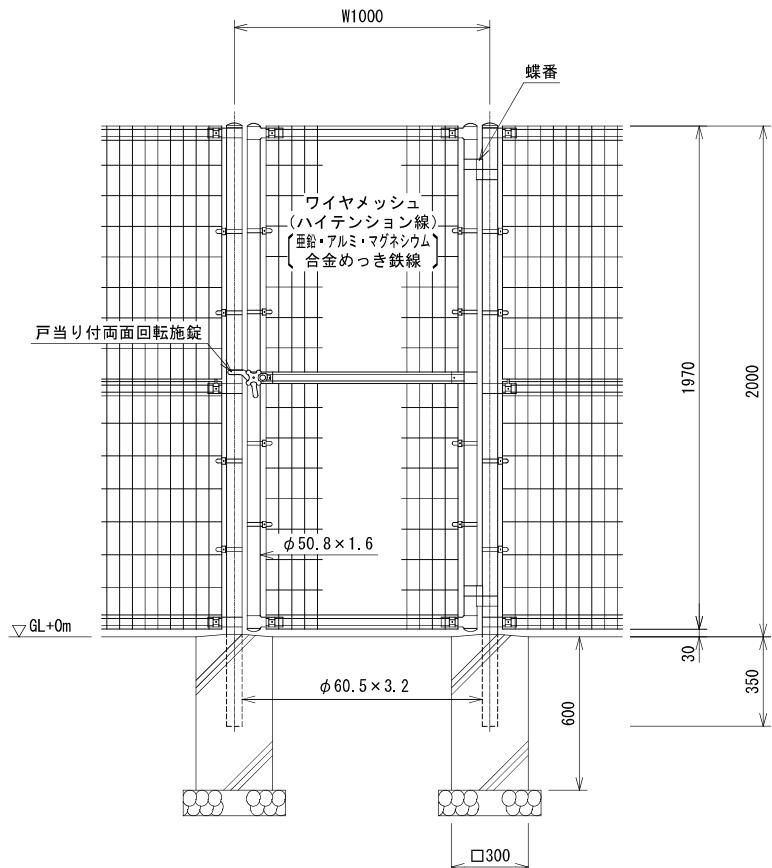
(参考図)

UN片開き門扉 H2000-50×W1000

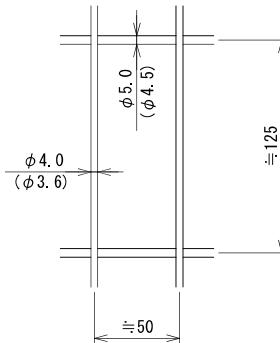
S=1:20

建築基準法・同施行令(平成12年6月)に基づく風圧力に依る
基準風速 3.2m/sec 地表面粗度区分 III GL+0m

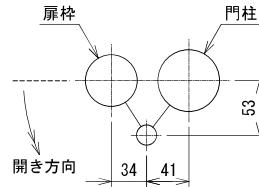
片開き門扉W1000



ワイヤメッシュ図
()内は芯径を示す。



門柱・扉枠位置関係図



設計条件

設計荷重 建築基準法・同施行令(平成12年6月)に基づく風圧力に依る。
基準風速 3.2m/sec
地表面粗度区分 III
基礎条件 長期許容地耐力 100kN/m²

備考

- 外装について
 - 門柱、枠体
ジョイント
押さえ金具
ワイヤメッシュ
 - バンド
 - U型金具
 - ボルト、ナット
 - 戸当り付両面回転施錠
- 本図門扉は片側180°開きとする。

注意

施錠門柱の扉開き側に障害物(兼用フェンス、壁など)を有する場合には、両面回転施錠の戸当りが障害物と干渉するため、開き方向の変更が必要です。

記載製品と同等品とする

Z059893-02改

(東野公園)

